

○経済産業省令第六十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

経済産業大臣 武藤 容治

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄第九条第二項第八号中「電機通信」を「電気通信」に改め、同項第十四号中「輸出令別表第三掲げる」を「輸出令別表第三に掲げる」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。